

## 市役所出前講座実施要綱

平成30年3月30日

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等で構成された団体からの要請に基づき、市職員を派遣し、市職員が所管業務の紹介など市政に関して講義する市役所出前講座（以下「出前講座」という。）を行うことにより、市民の市政に関する理解を深めるとともに、講義を行う市職員の日常業務に対する知識向上を図ることを目的とする。

### (出前講座の対象)

第2条 出前講座の対象は、次の各号のいずれかに該当する者で構成された団体とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内の事業所等に在籍し、勤務していること。
- (3) 市内の学校等に在学していること。

### (出前講座の内容)

第3条 出前講座の講座内容は、別に定めるものとする。

### (出前講座の実施場所等)

第4条 出前講座は、原則として市内の公共施設、地区集会所その他これに準ずる施設で実施するものとする。

- 2 前項に規定する出前講座の実施場所及び公用車の駐車スペースの確保並びに会場設営等は、出前講座を受講しようとする団体（以下「団体」という。）の責任において行うものとする。
- 3 出前講座の運営及び進行は、団体において行うものとする。

### (実施日時等)

第5条 出前講座は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日を除いた日に実施する。ただし、出前講座に職員を派遣する課、室、局、委員会及び施設において、あらかじめ実施しない期間を定めることを妨げない。

- 2 出前講座の実施時間は、午前9時から午後9時までの間で行うものとし、1講座60分以内とする。

### (受講の申込み)

第6条 団体は、開催希望日の1か月前までに、市役所出前講座受講申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

### (受講の制限)

第7条 市長は、団体の構成員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

申込みを受け付けない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (3) その他この要綱の目的に反するおそれがあるとき。

(受講承認決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申込みを受けたときは、申込内容を審査した上、出前講座実施の可否を決定し、市役所出前講座受講（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）により団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(受講承認の取消等)

第9条 市長は、受講の決定を受けた者（以下「受講予定者」という）が第7条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、承認の決定を取り消し、市役所出前講座受講（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）により受講予定者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第10条 受講予定者は、第6条に規定する申込書に記載した内容に変更が生じたとき又は受講を取り消そうとするときは、速やかに市役所出前講座受講（変更・取消）申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な内容の変更については、この限りでない。

(変更等決定通知)

第11条 市長は、前条の規定による変更又は取消しの決定をしたときは、市役所出前講座受講（変更・取消）通知書（第4号様式）により、受講予定者に通知するものとする。

(費用負担等)

第12条 出前講座に派遣する市職員の講師料は、無料とする。

2 出前講座に係る会場運営費及びその他雑費は、団体の負担とする。

3 市長は、出前講座が実施されないことにより団体に損失が生じることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 市役所出前講座受講申込書

年 月 日

草加市長

あて

団体名

代表者氏名

申込者

住所

電話（FAX）

次のとおり市役所出前講座の申込みをします。

希望日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
会 場	会場名称 所在地
希望講座	番 号 講 座 名
参加人数	人
備 考	

備考

- 1 受講決定の可否については、市役所出前講座受講（承認・不承認）決定通知書によりお知らせします。
- 2 会場及び公用車駐車スペースの確保や設営等は、各団体で対応していただきます。
- 3 市役所出前講座の開催に当たり会場費等経費が発生する場合は、団体等でご負担願います。
- 4 市役所出前講座は、行政に対する苦情や要望をお受けするものではなく、市政や市の事業に理解を深めていただくことを目的として実施するものであることをご理解ください。

様

草加市長



## 市役所出前講座受講 (承認・不承認) 決定通知書

市役所出前講座の受講について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 受講を次のとおり承認します。

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
会 場	会場名称 所在地	
講座名	番 号 講 座 名	—
講座担当 電話番号 (FAX)		
備 考		

2 受講を不承認とします。

不承認と する理由	
--------------	--

第3号様式（第10条関係）

# 市役所出前講座受講書 (変更・取消)申請書

年 月 日

草加市長

あて

団体名

代表者氏名

申込者

住所

電話（FAX）

年 月 日付け 第 号で承認を受けました市役所出前講座の受講について、次のとおり申請します。

1 受講の承認決定を受けた講座名（ ）

2 変更の場合（変更後の内容を記入してください）

希望日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
会場	会場名称 所在地	
参加人数	人	
変更理由		
備考		

3 取消の場合

取消理由	
------	--

第4号様式（第11条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

草加市長



## 市役所出前講座受講 （変更・取消）通知書

年 月 日付け 第 号で承認決定をしました市役所出前講座の受講について、次のとおり決定しましたので通知します。

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
会 場	会場名称 所在地	
講 座 名	番 号 講 座 名	—
講座担当 電話番号 (FAX)		
変更又は取 消しの理由		
備 考		